

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、法人職員の発言について開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月26日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年度たばこ対策一件（疾病対策課）の索引番号31「受動喫煙にかかる意見交換（〇〇〇組合・〇〇）」、60「県庁喫煙所に提示しているチラシの送付」」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年9月8日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 受動喫煙にかかる意見交換議事録（日時：平成30年5月9日（水）11:00～11:45）
- イ 受動喫煙防止に係るチラシ及び平成30年5月21日付けFAX送信票

（2）開示しない部分

個人（公務員を除く）の氏名、役職及び発言の一部

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和4年12月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の発言の一部の開示を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

令和5年1月13日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

発言の一部（〇〇1ヶ所、〇〇議員2ヶ所）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

条例第7条第2号に該当しない。

弁明する場合は、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示されたい（奈良県情報公開条例の解釈運用基準50頁参照）。

(2) 反論書

1 「(1) 個人の姓及び役職について」への反論

本件行政文書に記録されている「〇〇教授」は、令和4年8月1日付け疾対第200号で奈良県知事が行った行政文書一部開示決定処分で公開された「4月18日実施した〇〇大阪支社との打合せ記録」に記載の情報であり、この打合せで意見交換の対象とされた〇〇教授による三次喫煙に係る研究を踏まえた上で〇〇職員が発言したことからすると、同様に公開されるべきである。条例第7条第2号に規定する個人情報に該当しない。

2 「(2) 個人の趣向に係る記述について」への反論

〇〇県議会議員の発言は、個人の趣向（物事をおこなったり作ったりする上の、おもしろい工夫（くふう）・考案。また、その結果生ずる、おもむき。）に係るものではない。車や屋内において、窓を開けたり、換気扇の下で喫煙したとしても、あるいは喫煙するタバコが加熱式タバコであったとしても、受動喫煙を防止できないことは一般的によく知られている事実である。したがって、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当しない。

〇〇県議会議員が喫煙者であることは、奈良県令和2年2月定例会（第340回）03月06日ー05号において、〇〇議員の発言「二〇一八年七月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。本年四月一日より全面施行され、事業者の皆様だけでなく、国民の皆様におかれても、望まない受動喫煙を防止するための取り組みがマナーからルールに変わります。たばこ一箱の税負担は実に六三・一％です。〇〇議員、ありがとうございます。」から分かるように明らかにされている事実である。〇〇議員が県と〇〇及び〇〇〇組合との意見交換に立ち合った動機は、同議員が喫煙者であり、タバコ業界に近い立場であるという事実が大きいと考えられることからすると、同議員が喫煙者であるという事実は、公務員としての立場を超えた私人としての情報とはいえない。また、岩波書店の『広辞苑』の第四版（1991）の「嗜好品」の説明には「栄養

摂取を目的とせず、香味や刺激を得るための飲食物。酒・茶・コーヒー・タバコの類」とあるが、同第七版（2018）の「嗜好品」の説明から「タバコ」の単語が削除されていることからすると、タバコの使用すなわち喫煙は嗜好といえるものではなく、趣向でもない。条例第7条第2号に規定する個人情報に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より多くの人々が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙とするよう義務づけられた。実施機関では、これまでも受動喫煙対策に取り組んでおり、法改正に向けて、さらなる対策を進めてきた。

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、受動喫煙にかかる意見交換議事録、受動喫煙防止に係るチラシ及びFAX送信票を特定した。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

審査請求人が開示を求めている発言の一部とは、本件行政文書である受動喫煙にかかる意見交換議事録中の〇〇職員の発言の一部である個人の姓及び役職並びに県議会議員の発言の一部である個人の趣向に係る記述である。

(1) 個人の姓及び役職について

〇〇職員の発言の一部である個人の姓及び役職は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

〇〇職員の発言の一部である個人の姓及び役職は、これを公にすることを義務づける法令等の規定はなく、実施機関において公にする慣行もないことから同号ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、〇〇職員の発言の一部である個人の姓及び役職は、条例第7条第2

号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 個人の趣向に係る記述について

県議会議員の発言の一部である個人の趣向に係る記述は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。また、当該発言部分だけでは個人を特定できないとしても個人の趣向に係る記述は、個人の人格と密接に関連した情報であり、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文後段に掲げる情報にも該当する。

次に同号ただし書について検討する。

県議会議員の発言の一部である個人の趣向に係る記述については、これを公にすることを義務づける法令等の規定はなく、実施機関において公にする慣行もないことから同号ただし書アに該当せず、ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、県議会議員としての発言は原則として公務員の職務遂行に係る情報と解される場所であるが、審査請求人が開示を求めている発言部分については、当該議員個人の趣向に係るものであって、公務員としての立場を超えた私人としての情報であり、同号ただし書ウに該当しない。

以上のことから、県議会議員の発言の一部である個人の趣向に係る記述は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適切と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より多くの人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙とするよう義務づけられた。

実施機関では、これまでも受動喫煙対策に取り組んでおり、法改正に向けて、さらなる対策を進めてきた。

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、奈良県議会議員（以下「本件議員」という。）立会のもと実施された奈良県〇〇〇〇〇〇〇〇組合関係者、〇〇関係者及び実施機関による受動喫煙に係る意見交換の議事録、受動喫煙防止に係るチラシ及びFAX送信票を特定した。

3 審査請求の対象となった本件不開示情報について

審査請求人は、本件不開示情報のうち〇〇職員の発言及び本件議員の発言の開示を求めている。

実施機関は、本件不開示情報のうち、〇〇職員の発言は個人の姓及び役職に係る記述（以下「本件不開示情報1」という。）であって、条例第7条第2号に該当するとして不開示、また本件議員の発言は個人の趣向に係る記述（以下「本件不開示情報2」という。）であって、条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

4 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

(1) 個人の姓及び役職について

実施機関は、本件不開示情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に該当すると主張している。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報1は、受動喫煙の健康影響に関する研究者個人（以下「本件研究者」という。）の姓及び役職であることが認められた。個人の姓及び役職は特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる個人に関する情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書アは、条例第7条本文に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については不開示情報から除外することとしている。

そうすると、本件不開示情報1が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又

は公にすることが予定されている情報であるかどうかが問題となる。

研究者や研究機関における研究活動は、研究の成果を社会に対して適切な時期に適切な方法により公表し、還元することが一般的である。また、研究者の氏名及び研究機関の名称についても、研究を遂行した者として説明する立場にあることから、研究成果に付随する形で公になることが一般的であると言える。

そこで、事務局に本件研究者の研究活動や研究成果の公表に関して調査させたところ、インターネット上で多数公開されており、受動喫煙に関連した研究を行っていることや本件研究者の所属及び役職が公開されていることが確認できた。したがって、本件研究者の姓及び役職は、受動喫煙の健康影響の研究者として、慣行として公にされているものと認められる。

これらのことから、これを公にすることを義務づける法令等の規定はなく、実施機関において公にする慣行もないとする実施機関の主張は認められず、本件不開示情報1は、同号ただし書アに該当する。

以上のことから、本件不開示情報1は、条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

(2) 個人の趣向に係る記述について

審査請求人は、本件不開示情報2は個人の趣向に係るものではなく、また本件議員が喫煙者であることは明らかにされている事実であって、喫煙は嗜好といえるものではなく趣向でもない、本件行政文書における意見交換会に本件議員が立ち会ったのも、自身が喫煙者でタバコ業界に近い立場であるという動機が大きいと考えられることから、本件不開示情報2は公務員としての立場を超えた私人としての情報とは言えないと主張しているため、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報2は本件議員のたばこに関する発言であることが認められた。条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものであるが、本件不開示情報2のように個人の喫煙又は嫌煙に関する思考や行動は、個人の趣向、思想、信条を表現するものであるといえ、本件不開示情報2は条例第7条第2号本文に掲げる個人に関する情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

ただし書ウは、条例第7条本文に該当する情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示情報から除外することとしている。地方議会の議員は、地方公務員法において地方公務員の特別職とされているので、公務員に該当する。そして、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その担任する職務を遂行する場合における諸活動についての情報を意味し、職務としての会議への出席、発言などに関する情報が含まれると解されており、当該職務の遂行の内容に係る部分については不開示情報から除外することとしている。

そこで、本件議員の立会のもと実施された意見交換における本件議員の発言が、公務員である本件議員の職務の遂行に係る情報であるかどうか問題となる。

本件議員の発言によると、当該意見交換は、本件議員が受動喫煙についての意見交換の場として設定したことがわかる。そして当該意見交換は、受動喫煙の健康への影響や健康増進法の改正後の受動喫煙対策等に関するものであったと認められ、本件議員の

健康増進法に関連した職務の活動といえる。しかし、本件不開示情報２は、本件議員個人の喫煙又は嫌煙に関する思考や行動に関して発言しているものであり、職務の遂行の内容とまでは認められない。

したがって、本件不開示情報２は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書ア及びイに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報２は、条例第７条第２号に掲げる不開示情報に該当する。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 5年 1月13日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 5年 2月27日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 5年 7月 6日 (第267回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 8月 3日 (第268回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 9月11日 (第269回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年10月16日 (第270回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年12月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	